

火 気 使 用 願

事業所の名称

一次会社名

所 長 名

殿

使用会社名

(次)

現場代理人

(現場責任者)

印

下記の要領で火気を使用したく許可願います。なお、火気使用の終了時には、必ずその旨報告致します。

使 用 場 所			
使 用 目 的	溶接、溶断、圧接、防水、乾燥、採暖、湯沸、炊事、その他 ()	使 用 期 間 使用時間(原則)	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分
火 気 の 種 類	電気、ガス、灯油、重油、木炭、薪、 その他 ()		
管 理 方 法	消火器、防火用水、消火砂、防災シート、受皿、標識、監視 取扱上の注意 ()		
火 元 責 任 者 (後始末巡回者)			
火気使用責任者			

※使用目的、火気の種類、管理方法は該当事項を○で囲んで下さい。

許 可 第 号	(許可年月日)	年 月 日
火 気 使 用 許 可	防 火 管 理 者	印
	担 当 係 員	印
許 可 条 件		

※毎日時間で管理する場合は、この様式を参考にして書式を作成して下さい。

火 気 使 用 願

作業員を雇用する会社が作成し、一次の会社を通して元請に提出する。

事業所の名称 **八重洲建設(株)丸の内ビル**
 所 長 名 **夏 川 二 郎** 殿

一次会社名 **大山建設(株)**
 使用会社名 (二次) **(株)山田工務店**
 現場代理人 (現場責任者) **間 島 健 児** 印

事業所の名称は作業所名を書き、所長名は間違いのないようにする。

下記の要領で火気を使用したく許可願います。なお、火気使用の終了時には、必ずその旨報告致します。

使用場所	A I 区基礎地中深内		
使用目的	溶接、溶断 、圧接、防水、乾燥、採暖、湯沸、炊事、その他 ()	使用期間	7 月 25 日 ~ 8 月 31 日
		使用時間(原則)	8 時 30 分 ~ 17 時 00 分
火気の種類	電気、ガス 、灯油、重油、木炭、薪、その他 ()		
管理方法	消火器 、防火用水、消火砂、防災シート、 受皿 、標識、 監視 取扱上の注意 (使用会社記入欄)		
火元責任者 (後始末巡回者)	小 松 一 三		
火気使用責任者	中 山 正		

元請記入欄。下請業者記入不要。

※使用目的、火気の種類、管理方法は該当事項を○で囲んで下さい。

許可第 5 号	作業所の管理番号	(許可年月日)	R 2 年 7 月 16 日
火気使用許可	防火管理者	勝 美 晃	印
	担当係員	谷 川 昭 児	印
許可条件	元請会社記載欄 1. 火花及び切断屑は必ず受皿で受けること。 2. 作業場所には粉末消火器を配置すること。 3. 作業終了後は火がないことを確認すること。		押印の上、写しを申請会社に渡して、指示内容の確認をすること。

※毎日時間で管理する場合は、この様式を参考にして書式を作成して下さい。

「火気使用願」の目的・主旨

1. 建設現場で火気を使用する際に元方事業者の許可を受けるため、実際に火気を使用する協力会社が、火気の使用場所、使用目的、火気の種類、管理方法等を記載した「火気使用願」により申請するものである。
2. 火気使用の届け出は、工事はもちろん現場内の事務所、宿舍、休憩所などにおける湯沸器、暖房等も含まれ、元方事業者は申請内容により許可条件を付すなどの指導を行うとともに、使用状況をチェックして火災予防に万全を期すこと。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

労働安全衛生法第30条

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を巡視すること。

(火気使用場所の火災防止)

安衛則第291条

事業者は、喫煙所、ストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。

- 2 労働者は、みだりに、喫煙、採だん、乾燥等の行為をしてはならない。
- 3 火気を使用した者は、確実に残火の始末をしなければならない。

(ガス溶接等の作業を行う場合の火災防止措置)

安衛則第389条の3

事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、当該ずい道等の内部で、可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行うときは、付近にあるぼろ、木くず、紙くずその他の可燃性の物を除去し、又は当該可燃性の物に、不燃性の物による覆いをし、若しくは当該作業に伴う火花等の飛散を防止するための隔壁を設けること。

(防火担当者)

安衛則第389条の4

事業者は、ずい道等の建設の作業を行うときは、当該ずい道等の内部の火気又はアークを使用する場所について、防火担当者を指名し、その者に、火災を防止するため、火気又はアークの使用の状況を監視し、異常を認めるときは、必要な措置をとること。また、残火の始末の状況について確認すること。

(警報の統一等)

安衛則第642条

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれるときには、次の場合に行なう警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

(一、二、三省略)

- 四 当該場所において火災が発生した場合

「火気使用願」に伴う注意事項

1. 勝手な火気の使用は危険であるばかりでなく、火気の使用にあたっては、予め必要な措置（付近にある可燃物の除去や不燃性のシートによる覆い等）を講じなければならない場合や、安衛法30条に規定している作業間の連絡、調整を必要とする場合があるため「火気使用願」による許可を受けた後に作業を行う。
2. ずい道等の建設作業において、防火担当者は火気又はアークの使用状況を監視し、異常を認めるときは、火気の使用禁止や火気使用機器の点検整備、火気使用上の注意、初期消火などの処置を行うこと。

参 考

■火気の管理

- 静電気の除去（安衛則第287条）
 - ・静電気による爆発又は火災が生ずるおそれのあるときは、接地、除電剤の使用、湿気の付与、点検源となるおそれのない除電装置の使用その他静電気を除去するための措置を講じなければならない。
- 立入禁止等（安衛則第288条）
 - ・火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止しなければならない。
- 消火設備（安衛則第289条）
 - ・危険物、危険物以外の引火性の油類等爆発又は火災の原因となるおそれのある物を取り扱う場所には、適当な箇所に消火設備を設けなければならない。
- 防火措置（安衛則第290条）
 - ・建築物等とその他可燃性物体との間には、防火のため必要な間隔を設け、又は可燃性物体をしゃ熱材料で防護しなければならない。
- 火気使用場所の火災防止（安衛則第291条）
 - ・喫煙所等その他火気を使用する場所には、消火設備を設けなければならない。
 - ・みだりに喫煙等の行為をしてはならない。
 - ・火気を使用した場合は、確実に残火の始末をしなければならない。
- 油類等の存在する配管等の溶接・溶断の禁止（安衛則第285条）
 - ・危険物又は可燃性の粉じん等が存在する配管、ドラム缶等の容器は、予めこれらを除去してから、火気使用等の作業をさせなければならない。
- 危険物等がある場所では火気等の使用禁止（安衛則第279条）
 - ・危険物又は火器類、綿等が存在して爆発又は火災のおそれのある場所では、高温となって点火源となるおそれのある電気器具、アーク溶接機等又は火気の使用はしてはならない。
- 通風等の不十分な場所での溶接等（安衛則第286条）
 - ・換気が不十分な場所での溶接・溶断等の作業を行うときは、酸素を通風又は換気のために使用してはならない。